

## かまくら子育て支援団体について

### ○かまくら子育て支援団体とは…

鎌倉市内で子育て支援活動を非営利で行う等、一定の基準を満たし鎌倉市が承認・登録している団体及び個人です。

登録後は、かまくら子育てメディアスポットホームページ及び子育て支援情報誌「かまくら子育てナビきらきら」へ団体情報を掲載できます。

### ○団体登録の承認と目的

鎌倉市内で子育て支援活動をしている団体を紹介し、子育てをしている世帯に情報を発信すること、また、支援をしている団体の活動等の広報となることを目的としています。

### ○登録基準等

次の基準に沿う活動をしている団体を対象としています。また、年に一度活動内容と登録継続の確認（かまくら子育て支援団体継続申請書）を実施しています。

- ・ 鎌倉市内で、広く鎌倉市民が参加できる子育て支援活動（概ね対象者は乳幼児から未就学児）をしている団体。
- ・ 特定の政党を支持する活動をしない。
- ・ 宗教の布教活動をしない。
- ・ 営利を目的とした活動をしない。  
（参加料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。）
- ・ 会員の勧誘を目的とした活動をしない。
- ・ 活動を定期的に行っている。
- ・ 活動内容が公序良俗に反していない。

### ○登録方法

- ・ 「かまくら子育て支援団体登録申請書」をこども支援課へ提出してください。

### ○登録内容の変更

・ 登録団体から変更依頼のあったもの。登録基準内と判断できる場合は、団体登録を継続のまま情報変更をします。ただし、基準を外れる部分があると判断した場合は非承認とします。

### ○登録の取り消し

次の団体については登録を取り消します。

- ・ 登録基準等に違反したもの、またはそのおそれがあると、こども支援課が判断したもの。
- ・ 登録団体から削除依頼のあったもの。
- ・ かまくら子育て支援団体継続申請書の提出がない団体

#### ○免責

- ・ ウェブ管理者（こども支援課）はリンクの削除または中断、もしくはリンクされているホームページの利用により生じた一切の損害について、その賠償義務及びその他一切の責を免責されるものとします。
- ・ 登録団体が第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用負担において、これを解決するものとし、ウェブ管理者（こども支援課）はその賠償義務及びその他一切の責を免責されるものとします。
- ・ 登録団体が実施するイベント等は、自己の責任と費用負担において行うものとし、こども支援課は一切の責を免責されるものとします。

#### ○その他

- ・ 登録団体は、「鎌倉市」「かまくら子育てメディアスポット」等のキーワードをホームページ・チラシ等に掲載する場合は、予めこども支援課に連絡し承認を得ることとします。

#### ○問い合わせ・書類提出先

こどもみらい部こども支援課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市役所

電話：0467-23-3000（内線 2651）

メール：mirai@city.kamakura.kanagawa.jp